

I. パラナ州及びサンタ・カタリーナ州におけるジカ・ウィルス感染症等の両州保健局が公表した発生状況について以下の通りお知らせいたします。デング熱やジカウィルス感染症は、蚊を媒介とした感染症なので、蚊よけスプレーを使用する等予防に努めてください。

1. ジカウィルス感染症感染状況（4月5日現在）

（1）パラナ州：223人

- ・クリチバ市 38人
- ・ノヴァ・プラタ・ド・イグアス市 16人
- ・コロラド市 16人
- ・マリンガ市 12人
- ・ロンドリナ市 10人
- ・フォス・ド・イグアス市 2人

（2）サンタ・カタリーナ州：24人

- ・フロリアノポリス市 3人
- ・イプアス市 2人
- ・カンボリウ 1人
- ・イタジャイ市 1人
- ・サン・フランシスコ・ド・スール市 1人

2. デング熱感染状況（4月5日現在）

（1）パラナ州：21,455人（34人死亡）

- ・フォス・ド・イグアス市 3,720人（6人）
- ・パラナグア市 3,493人（22人）
- ・ロンドリナ市 2,593人
- ・アサイ市 1,256人
- ・マリンガ市 665人（1人）

パラナ州保健局によると、同州は6月より、独自のデング予防接種を実施する予定であり、そのために2,500万リアルを確保している。

（2）サンタ・カタリーナ州：24人

- ・フロリアノポリス市 3人
- ・イプアス市 2人
- ・カンボリウ 1人
- ・イタジャイ市 1人
- ・サン・フランシスコ・ド・スール市 1人

3. A型インフルエンザ熱感染状況

(1) パラナ州(4月7日現在):計60人(2人死亡)

- ・マリンガ市 14人(1人死亡)
- ・サン・ジョゼ・ドス・ピンニャイス市 1人(1人死亡)
- ・クリチバ、ロンドリナ、フォス・ド・イグアス、ポント・グロッサ 0人

(2) サンタ・カタリーナ州(3月31日現在):計22人(4人死亡)

- ・ブルメナウ市 10人(2人死亡)
- ・イタジャイ市 4人
- ・サン・ジョゼ市 2人
- ・ブルスケ市 1人(1人)
- ・トゥバロン市 1人
- ・グアラミリン市 1人(1人)

両州は予防接種の実施を他州に先駆け実施し、4月25日から5月20日まで行うことにした。対象者は、生後6ヶ月から5歳未満、60歳以上、妊婦、出産より45日経過した女性、保健従事者、慢性病患者、先住民、囚人及び刑務所関係者。

Ⅱ. 中南米等におけるジカウイルス感染症の流行に関する「感染症危険情報」が更新され、海外安全ホームページに以下のとおり掲載されましたので、お知らせいたします。

件名: 感染症危険情報(中南米等におけるジカウイルス感染症の流行: 妊婦及び妊娠予定の方は特にご注意ください。)(その10)

[前回からの更新内容]

- ・ジカウイルス感染症の発生地域にドミニカ、フィジー、ミクロネシア(コスラエ州)を追加するとともに、国内における感染者数を修正。(以下2)
- ・ブラジル政府発表のジカウイルス感染症と小頭症関連の報告件数(以下3)

「レベル1: 十分注意してください。」

「特に妊娠中の方又は妊娠を予定している方は、流行国・地域への渡航・滞在を可能な限りお控えください。」

※厚生労働省のホームページにおいても関連情報が提供されていますので、こちらも併せてご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>

1. 世界保健機関（WHO）による緊急事態宣言

（１）WHOは、2016年2月1日に開催された、ジカウイルス感染症に関する国際保健規則（IHR）緊急委員会（第1回）会合の勧告を踏まえ、ブラジルにおける小頭症やその他神経障害の急増が「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC、Public Health Emergency of International Concern）」に該当することを宣言しました。

（２）また、3月8日に開催された同委員会の第2回会合の結果を踏まえ、一部の流行地域における小頭症及びその他の神経障害の増加が引き続きPHEICに該当することを宣言するとともに、妊婦は感染地域への渡航を控えるべきことを含む勧告を発出しました。

つきましては、妊娠中又は妊娠を予定している方は、流行国・地域への渡航・滞在を可能な限りお控え下さい。やむを得ず渡航・滞在する場合には、在ブラジル日本国大使館等からの最新の関連情報を入手するとともに、主治医と相談の上、厳密な防蚊対策を講じるなど以下5.も参考に十分な感染予防に努めてください。

2. ジカウイルス感染症の発生状況

（１）海外での発生状況

2015年5月以降、ブラジルをはじめとする中南米地域を中心に、ジカウイルス感染症の発生が報告されています。現在、ブラジルの全27州で感染が確認されているほか、WHO等によれば、以下の41の国・地域でジカウイルス感染症の感染例が報告されています。

○中南米地域

バルバドス、ボリビア、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、セントビンセントグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、フランス領（グアドループ、サン・マルタン、ギアナ、マルティニーク）、オランダ領（アルバ、ボネール、キュラソー及びシント・マールテン）、米領（バーキン諸島及びプエルトリコ）

○アジア・大洋州地域

米領サモア、マーシャル、サモア、トンガ、タイ、フランス領（ニューカレドニア）、フィジー、ミクロネシア（コスラエ州）

○アフリカ地域

カーボヴェルデ

（２）国内における感染者の発生

日本国内ではこれまでに、海外で感染し、帰国後に発症する輸入症例が、7例（そのうち今回の中南米における流行後は4例）報告されています。ジカウイルス感染症は、一般に蚊に刺されることによって感染する病気であり、現在日本国内は蚊の活動期ではないため、感染が拡大するリスクは極めて低いと言えます。

3. ジカウイルス感染症と小頭症等との関連

2015年11月28日、ブラジル保健省は、妊娠中のジカウイルス感染と胎児の小頭症等に関連が見られることを発表しました。同省によれば、同年11月から2016年3月第4週までに、同国内で6,776例の小頭症の疑い例が報告され、検査結果が確定した2,485件のうち944件について、先天性小頭症及び（又は）中枢神経異常と判定されています。現時点においてジカウイルス感染症と小頭症との因果関係は明らかではありませんが、WHOが緊急事態を宣言したことを踏まえ、詳細な調査結果が得られるまでの間、特に妊婦及び妊娠予定の方の流行国・地域への渡航及び滞在は可能な限りお控えください。

4. その他の蚊媒介感染症（デング熱、チクングニア熱）への注意

ジカウイルス感染症が流行している地域では、同様に蚊を媒介とした感染症であるデング熱やチクングニア熱の発生も例年報告されており、注意が必要です。ブラジルでは、2015年に約160万人がデング熱に感染し、うち863人が死亡しています。感染経路や症状についてはジカウイルス感染症と類似しているため、以下5.を参照に蚊に刺されない予防に努めてください。特に、デング熱は、重症化すると皮下出血や肝腫大等を引き起こし、デング出血熱又はデングショック症候群と呼ばれる重篤な病態を示し、死に至る場合もあります。流行地域へ渡航・滞在される方は予防対策の励行を心がけてください。

5. ジカウイルス感染症について

（1）感染経路

ジカウイルスを持ったネッタイシマカやヒトスジシマカに刺されることで感染します。感染した人を蚊が刺すと、蚊の体内でウイルスが増殖し、その蚊に他の人が刺されると感染する可能性があります。また、輸血による感染や、性交渉による感染リスクも指摘されています。流行地域から帰国した男性で、特に妊娠中のパートナーがいる場合は、パートナーの妊娠期間中は、症状の有無にかかわらず、最低4週間は性行為の際にコンドームを使用するか、性行為を控えるようにしてください。

（2）症状

ジカウイルスに感染してから発症するまでの期間（潜伏期間）は2～12日で、主に2～7日で、およそ2割の人に発症すると言われています。発症すると軽度の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、斑丘疹、疲労感、倦怠感などを呈しますが、一般的にデング熱やチクングニア熱より軽症と言われています。

（3）治療方法

現在、ジカウイルス感染症には有効なワクチンや特異的な治療法はなく、対症療法が行われます。ジカウイルス感染症が流行している地域で蚊に刺された後に発熱が続く、または発疹が出るなど、ジカウイルス感染症を疑う症状が現れた場合には、医療機関への受診をお勧めします。

(4) 予防

ジカウイルス感染症には有効なワクチンもなく、蚊に刺されないようにすることが唯一の予防方法です。これらの感染症の発生地域に旅行を予定されている方は、次の点に十分注意の上、感染予防に努めてください。

- 外出する際には長袖シャツ・長ズボンなどの着用により肌の露出を少なくし、肌の露出した部分や衣服に昆虫忌避剤（虫除けスプレー等）を2～3時間おきに塗布する。昆虫忌避剤は、ディート（DEET）やイカリジン等の有効成分のうちの1つを含むものを、商品毎の用法・用量や使用上の注意を守って適切に使用する。一般的に、有効成分の濃度が高いほど、蚊の吸血に対する効果が長く持続すると言われている。
- 室内においても、電気蚊取り器、蚊取り線香や殺虫剤、蚊帳（かや）等を効果的に使用する。
- 規則正しい生活と十分な睡眠、栄養をとることで抵抗力をつける。
- 軽度の発熱や頭痛、関節痛や結膜炎、発疹等が現れた場合には、ジカウイルス感染症を疑って、直ちに専門医師の診断を受ける。
- 蚊の繁殖を防ぐために、タイヤ、バケツ、おもちゃ、ペットの餌皿等を屋外放置しない、植木の水受け等には砂を入れるなどの対策をとる。

6. 流行地域からの帰国時・帰国後の対応（日本国内の検疫について）

すべての蚊がジカウイルスを保有しているわけではないので、蚊に刺されたことだけで過度に心配する必要はありませんが、心配な方や発熱等の症状のある方は、帰国された際に、空港の検疫所でご相談ください。

また、帰国後に心配なことがある場合は、最寄りの保健所等にご相談ください。なお、発熱などの症状がある場合には、医療機関を受診してください。

7. 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には万一来に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え必ず在留届を提出してください。

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、「たびレジ」に登録してください。

(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/#> 参照)

(参考情報)

○厚生労働省HP（ジカウイルス感染症について）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>

○世界保健機関（WHO）：Microcephaly/Zika virus（英文）

<http://www.who.int/emergencies/zika-virus/en/>

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課 (海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 5367

○外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(携帯版) <http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>

(現地大使館連絡先)

○在ブラジル日本国大使館

電話：(市外局番 61) 3442-4200

国外からは(国番号 55) -61-3442-4200

ホームページ：<http://www.br.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>

○在ベレン領事事務所

電話：(市外局番 91) 3249-3344

国外からは(国番号 55) -91-3249-3344

ホームページ：<http://www.belem.br.emb-japan.go.jp/pt/jp/index.html>

○在レシフェ領事事務所

電話：(市外局番 81) 3207-0190

国外からは(国番号 55) -81-3207-0190

ホームページ：<http://www.br.emb-japan.go.jp/nihongo/recife.html>

○在サンパウロ日本国総領事館

電話：(市外局番 11) 3254-0100

国外からは(国番号 55) -11-3254-0100

ホームページ：<http://www.sp.br.emb-japan.go.jp/jp/index.htm>

○在リオデジャネイロ日本国総領事館

電話：(市外局番 21) 3461-9595

国外からは(国番号 55) -21-3461-9595

ホームページ：<http://www.rio.br.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>

○在クリチバ日本国総領事館

電話：(市外局番 41) 3322-4919

国外からは(国番号 55) -41-3322-4919

ホームページ : http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/index_j.html

○在ポルトアレグレ領事事務所

電話 : (市外局番 51) 3334-1299

国外からは (国番号 55) -51-3334-1299

ホームページ : http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/poa_j.html

○在マナウス日本国総領事館

電話 : (市外局番 92) 3232-2000

国外からは (国番号 55) -92-3232-2000

ホームページ : <http://www.manaus.br.emb-japan.go.jp/>

○在バルバトス日本国大使館

電話番号 : 246-287-5296

国外からは (国番号 1) -246-287-5296

○在ボリビア日本国大使館

電話 : (市外局番 2) 241-9110~3

国外からは (国番号 591) -2-241-4110~3

ホームページ : <http://www.bo.emb-japan.go.jp/jp/index.htm>

○在サンタクルス出張駐在官事務所

電話 : (市外局番 3) 333-1329

国外からは (国番号 591) -3-333-1329

○在コロンビア日本国大使館

電話 : (市外局番 01) 317-5001

国外からは (国番号 57) -1-317-5001

ホームページ : http://www.colombia.emb-japan.go.jp/japanese/index_j.htm

○在コスタリカ日本国大使館

電話 : 2232-1255

国外からは (国番号 506) 2232-1255

ホームページ : <http://www.cr.emb-japan.go.jp/japones/index-j.htm>

○在ドミニカ共和国日本国大使館

電話 : 市外局番 (809) 567-3365~7

国外からは (国番号 1) -809-567-3365~7

ホームページ : <http://www.do.emb-japan.go.jp/jp/index.htm>

○在エクアドル日本国大使館

電話 : (市外局番 02) 227-8700

国外からは (国番号 593) -2-227-8700

ホームページ : http://www.ec.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在エルサルバドル日本国大使館

電話：2528-1111

国外からは（国番号 503）2528-1111

ホームページ：http://www.sv.emb-japan.go.jp/index_jp.html

○在グアテマラ日本国大使館

電話：2382-7300

国外からは（国番号 502）-2382-7300

ホームページ：<http://www.gt.emb-japan.go.jp/mainJA.htm>

○在トリニダード・トバゴ日本国大使館（ガイアナ、セントビンセントグレナディーン諸島、スリナム及びドミニカを兼轄）

電話：628-5991

国外からは（国番号 868）628-5991

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

○在ハイチ日本国大使館

電話：2256-5885/3333

国外からは（国番号 509）-2256-5885/3333

ホームページ：<http://www.ht.emb-japan.go.jp/j/>

○在ホンジュラス日本国大使館

電話：2236-5511

国外からは（国番号 504）-2236-5511

ホームページ：<http://www.hn.emb-japan.go.jp/>

○在ジャマイカ日本国大使館

電話：（市外局番 0876）929-3338/9

国外からは（国番号 1）-876-929-3338/9

ホームページ：<http://www.jamaica.emb-japan.go.jp/jp/>

○在メキシコ日本国大使館

電話：（市外局番 55）5211-0028

国外からは（国番号 52）55-5211-0028

ホームページ：<http://www.mx.emb-japan.go.jp/>

○在レオン総領事館

電話：（市外局番 477）343-4800

国外からは（国番号 52）477-343-4800

○在ニカラグア日本国大使館

電話：（市外局番なし）2266-8668～8671

国外からは（国番号 505）-2266-8668～8671

ホームページ：http://www.ni.emb-japan.go.jp/index_j.html

○在パナマ日本国大使館

電話：263-6155

国外からは（国番号 507）-263-6155

ホームページ：<http://www.panama.emb-japan.go.jp/jp>

○在パラグアイ日本国大使館

電話：（市外局番 021）604-616, 604-617, 603-682, 606-900

国外からは（国番号 595）-21-604-616, 604-617, 603, 682, 505-900

ホームページ：<http://www.py.emb-japan.go.jp/jap/index-jp.html>

○在エンカルナシオン領事事務所

電話：（市外局番 071）202-287, 202-88

国外からは（国番号 595）-71-202-287, 202-288

ホームページ：<http://www.py.emb-japan.go.jp/jap/encarnacion-jimusho.htm>

○在ベネズエラ日本国大使館

電話：（市外局番 0212）262-3435

国外からは（国別番号 58）-212-262-343

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp/>

○在フランス日本国大使館（フランス領を兼轄）

電話：（市外局番 01）4888-6200

国外からは（国番号 33）-1-4888-6200

ホームページ：<http://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/>

○在オランダ日本国大使館（オランダ領アルバ、ボネール、キュラソー及びシント・マールテンを兼轄）

電話：（市外局番 070）- 3469544

国外からは（国番号 31）-70-3469544

ホームページ：<http://www.nl.emb-japan.go.jp/indexj.html>

○在ニューヨーク日本国総領事館（プエルトリコ及び米領バージン諸島を兼轄）

電話：（212）371-8222

国外からは（国番号 001）212-371-8222

ホームページ：<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/index.html>

○在マーシャル日本国大使館

電話：247-7463

国外からは（国番号 692）-247-7463

ホームページ：<http://www.mh.emb-japan.go.jp/j/>

○在ニュージーランド日本国大使館（サモアを兼轄）

電話：（市外局番 04）473-1540

国外からは（国番号 64）4-473-1540

ホームページ：http://www.nz.emb-japan.go.jp/index_j.html

○在タイ日本国大使館領事部

電話：(市外局番 02) 207-8502 又は 696-3002 (邦人保護)

国外からは(国番号 66) -2-207-8502 又は 696-3002

ホームページ：<http://www.th.emb-japan.go.jp/>

○在チェンマイ日本国総領事館

電話：(市外局番 053) 203367

国外からは(国番号 66) -53-203367

ホームページ：<http://www.chiangmai.th.emb-japan.go.jp/>

○在トンガ日本国大使館

電話：22221

国外からは(国番号 676) -22221

ホームページ：http://www.ton.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在ホノルル日本国総領事館(米領サモアを兼轄)

電話：(市外局番 808) 543-3111

国外からは(国番号 001) -808-543-3111

ホームページ：http://www.honolulu.us.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在セネガル日本国大使館(カーボヴェルデを兼轄)

電話：(国番号 221) 33-849-5500

ホームページ：<http://www.sn.emb-japan.go.jp/>

○在シドニー日本国総領事館(ニューカレドニアにおける緊急時の連絡先)

電話：(市外局番 02) 9250-1000

国外からは(国番号 61) 2-9350-1000

ホームページ：http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在キューバ日本国大使館

電話：(市外局番 07) 204-3355

国外からは：(国番号 53) 7-204-3355

ホームページ：<http://www.cu.emb-japan.go.jp/>

○在フィジー日本国大使館

電話：3304633

国外からは：(国番号 679) 3304633

ホームページ：http://www.fj.emb-japan.go.jp/JapaneseVersion/index_j.html

○在ミクロネシア日本国大使館

電話：320-5465

国外からは：(国番号 691) 320-5465

ホームページ：http://www.micronesia.emb-japan.go.jp/index_j.html